

船舶インシデント調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年6月26日 14時50分ごろ
発生場所	静岡県南伊豆町石廊崎西方沖 石廊崎灯台から真方位255° 5.8海里付近 （概位 北緯34° 34.7′ 東経138° 43.9′）
インシデントの概要	貨物船菱洋丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 菱洋丸、499トン 134704、大洋海運株式会社 ディーゼル機関、4サイクル、出力735kW、回転数毎分 265、6気筒、ボア300mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約3.8m/s 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、航行中、過速度危急停止装置が作動して主機が停止し、機関長が主機を始動したところ、主機の回転数が上昇し、過速度危急停止装置が作動して再び主機が停止した。 本船は、静岡県御前崎港にえい航され、主機のガバナが交換された後、運航を再開した。
分析	本船は、航行中、主機のガバナに作動不良が生じたことから、主機の回転数が上昇して過速度危急停止装置が作動し、主機が停止して運航不能となったものと考えられるが、ガバナに作動不良が生じた状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、ガバナに作動不良が生じたため、主機の回転数が上昇して過速度危急停止装置が作動し、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。